

家庭教育学級開く

正しいしつけ(養育)

第一回家庭教育級の開講式が先月十七日(夜)

家庭教育学級は、激増してすこやかに育てたいものである。家庭教育の非行化防止し、健全な育成を...

年頭所感

村長 松岡 繁

改善おめでとごいさま、皆さんもつとよい新年をお迎へのこととお祈り申し上げます。

役場の仕事を大きく分けると、事務的な仕事と、住民に直接サービスに当る事業的な仕事とを分けてあります。

転入や転居の届けは早めに

他の市町村から転入したり、村内で住所が変更たり、又は世帯主が変わつたりしたときは、住民登録法の規定で十四日以内に届けをすることが必要です。

職業訓練生を募集

職業訓練所では、四十年度の県立職業訓練所の訓練生を募集して、訓練期間が二年で、義務教育終了の身体健全な方なら誰でも入所資格があります。

この際十分注意すること、食事を共にして、一家庭内らしく暮らしていただきたい。

Table with columns: 職名, 定員, 備考. Lists various jobs like 前橋訓練所, 高橋訓練所, etc.

告知板 (Notice Board) with a graphic of a sign.

生活改善の相談は

生活改善普及員へ、手問をかけることで、暮らしの改善が実現します。

農家の皆さんと共に考え、工夫してよりよい生活を築くお手つだいをお願いいたします。

二〇〇人が受診

胃腸病二次検査、本年の胃腸病検査の第二回検査が、先月十三日と十五日の二回、県対協協会の検査場で、ひまわり号を迎えて行われ、該当者一四二名のうち二〇〇人が受診しました。

農業委員選挙人名簿二十日から縦覧

去十二月十七日現在で作成された、農業委員の選挙人名簿が、二十日から十五日間、役場で一般に縦覧されます。

健康に入つたら国保の脱退届を

この頃は農家の皆さんで、村外へ別の健康保険に加入する人が多くなつていますが、この時は必ず国保の脱退届(資格喪失届)を国保の脱退届にならないことになつています。

前橋で生活改善工夫展

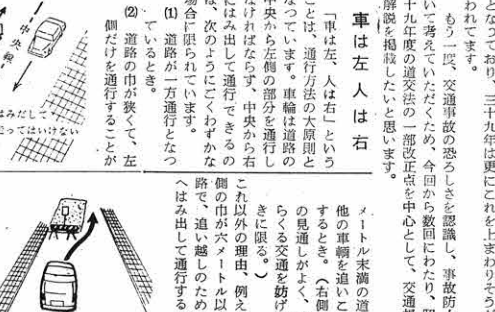
農業生活改善グループ、農家生活改善の企画で、二十四日から四日、前橋市中央公民館で開かれ、展示が豊富です。

福祉年金はもうもらいましたか

一月は福祉年金の納付月です。もしお忘れになつてしまつたら、いつもの支店に届書を送り、本人の代りの方が受け取りに行くときは、本人の印のほかに必ず代理人の印が必要ですからお忘れなく。

正しい交通の知識

安全な通行のために、最近の交通事故の激増ぶりは、まことに目を見果らせるものがあります。



歩行者が道路の右側の端を通行しなければならないこと、歩行者は道路の中央を通行しないこと、歩行者は道路の右側の端を通行する、道路の中央を通行しないこと、歩行者は道路の右側の端を通行する、道路の中央を通行しないこと。

広報しんとう

昭和40年2月15日 第27号

発行 橋東村役場
印刷 群馬印刷所
1月の交通死者 2件 負傷4人 事故0人

世帯と人口(1月末)
世帯 1630戸
人口 9165人
男 5027人
女 4138人
出生 12人 死亡 6人

共同納税用紙(役場)
(所得税 住民税)
25日 農業者
24日 青甲申告者
3月8、9日 営業者
いすれも朝十時から
成人納付(1時30分)
25日 役場(1時30分)
26日 十四区公民堂(同)
28日 火災予防運動開始
3月1日 全国緑化運動
6日 皇太子誕生日
3日 日産記念日

村の財政状況

38年度決算と39年度の途中経過

昭和39年12月末現在の橋東村の財政状況を公表します。今回の公表の内容は、昭和38年度の一般会計の決算の状況と、昭和39年度の財政の状況についてお知らせするものです。

1 昭和38年度決算の状況

昭和38年度の一般会計の決算額は

歳入 総額 1億1,180万9千円
歳出 総額 1億1,003万8千円
歳入歳出差引額 177万1千円

(表1) 昭和38年度一般会計歳入歳出決算(款別表)

歳入			歳出		
科 目	金額	%	科 目	金額	%
村 税	19,161	17.1	議 会 費	2,103	1.9
地 方 交 付 税	36,291	32.5	役 場 費	15,926	14.5
財 産 取 入	7,915	7.1	消 防 費	4,114	3.7
基 地 交 付 金	400	0.4	土 木 費	1,655	1.5
負 担 金	-438	0.4	教 育 費	32,925	29.9
使用料 手数料	1,654	1.5	社 会 勞 働 施 設 費	10,473	9.5
国 庫 支 出 金	19,244	17.2	保 健 衛 生 費	833	0.8
県 支 出 金	5,122	4.6	建 設 業 業 務 費	22,729	20.6
寄 附 金	6,686	5.9	財 産 査 査 費	2,935	2.7
繰 越 金	2,759	2.5	統 計 調 査 費	86	0.1
雑 収 入 金	4,086	3.6	選 挙 費	423	0.4
繰 入 金	983	0.9	公 債 費	3,617	3.3
繰 入 債	7,100	6.3	諸 支 出	12,219	11.1
合 計	111,809	100.0	合 計	110,038	100.0

歳入歳出差引額 1,771千円

歳出のうち義務的な性格の強い経費である人件費、扶助費および公債費の額は3,096万1千円で全体の28.1%を占めています。また建設事業費などの投資的経費は5,359万3千円で48.7%となっています。これは中学校体育館の建設をはじめ、農業構造改善の第1年度事業、公営住宅の建設などが重なったためです。

2 昭和39年度の財政状況(12月31日現在)

昭和39年度の一般会計の歳入歳出予算は1億1,543万2千円と、前年に引続き1億円台に達しています。これは農業構造改善事業などの建設事業が前年に引続いて行われているためです。

予算の執行状況は歳入が約65%、歳出が約50%と相当多額の未執行額を残していますが、これは農業構造改善事業のうち、農道

(表3) 昭和39年度一般会計の収支の状況

歳入			歳出		
科 目	予 算	収入済額	科 目	予 算	支出済額
村 税	17,906千円	15,732千円	議 会 費	2,153千円	1,852千円
基 地 交 付 税	350	415	總 務 費	17,622	12,176
地 方 交 付 金	38,611	41,329	民 生 費	9,498	6,570
負 担 金	566	387	衛 生 費	7,583	3,940
使用料 手数料	5,245	3,650	農 林 業 費	42,513	9,090
国 庫 支 出 金	6,462	785	農 業 費	195	121
県 支 出 金	24,208	410	農 土 木 費	11,408	9,022
財 産 取 入	135	1,705	消 防 費	1,860	1,000
寄 附 金	8,053	1,944	教 育 費	17,804	12,972
繰 越 金	1,920	1,920	公 債 費	4,130	1,915
雑 収 入 金	3,586	3,520	子 債 償 還	666	
繰 入 債	8,300	1,300			
合 計	115,432	73,092	合 計	115,432	58,658

3 村有財産の状況

土地 25,887アル
建物79棟 16,603坪
方メートル
基金 3,797千円

となります。歳出の村民1人あたりの額は、121,883円となり、又歳入歳出とも、本村ははじめて1億円の大台を越しました。

歳入のうち国や県の支出金と村債の合計額は6,815万7千円で全体の58.3%に達しています。村税は1,916万1千円で17.1%となり、村民1人当たりで換算すると21,224円となります。

(表2) 歳出の性質別内訳(単位千円)

区 分	金額	%	村民1人当り
人 件 費	25,550	23.2	28,301円
物 資 費	12,559	11.4	13,911
維 持 補 修 費	3,824	3.5	4,236
扶 助 費	1,794	1.6	1,986
補 助 金 等	7,137	6.5	7,905
建 設 事 業 費	49,769	45.2	55,127
公 債 費	3,617	3.3	4,006
繰 入 債	2,755	2.5	3,052
繰 越 金	3,033	2.8	3,359
合 計	110,038	100.0	121,883円

工事などが遅れていたのでその他の部分は大体順調に執行されており、遅れている部分は年度内には執行を終る見通しです。

なお本年度は一借入金は、一般会計についてははしないですむものと思われる。

(表4) 村債の現在額

貸付金、出資金	590千円
村債の現在額	56,365千円

農業構造改善事業すすむ

山子田に 稚蚕共同飼育所発足

二番目の農業法人

本村で二番目の農業構造改善事業として、今年度の目標は春蚕四百頭の養蚕に補助し、桃井農協から融資を受け、村から旧中学校校路の敷地を借り、山子田に稚蚕共同飼育所(二百四十坪)を借り、建設費を共同で負担し、今年度中に完成させることとなっている。この共同飼育所は、春蚕の飼育に必要となる、今年度の目標は春蚕四百頭の養蚕に補助し、桃井農協から融資を受け、村から旧中学校校路の敷地を借り、山子田に稚蚕共同飼育所(二百四十坪)を借り、建設費を共同で負担し、今年度中に完成させることとなっている。この共同飼育所は、春蚕の飼育に必要となる、今年度の目標は春蚕四百頭の養蚕に補助し、桃井農協から融資を受け、村から旧中学校校路の敷地を借り、山子田に稚蚕共同飼育所(二百四十坪)を借り、建設費を共同で負担し、今年度中に完成させることとなっている。

ぶどう集荷所着工

広馬場農協

広馬場農協が、本年度の農道整備と、この共同集荷所の着工が、

全村水道化近づく

北部水道の実施さまる

村ではかねてより、さきに相馬郡原野地区の補助工事を完了し、山子田と北野地区についても、南部簡易水道の敷設が完了している。この共同集荷所の着工が、

北部水道条例など議決

一月臨時村議会

村議会は、月二十六日臨時村議会を開き、昭和三十八年度の決算を承認し、北部簡易水道給水条例など可決して閉会した。議決した内容は、

一月臨時村議会

北部簡易水道関係議案、工事

北部簡易水道関係議案、工事の施行を群馬県知事に委託する議案、群馬県知事に委託する議案、給水条例など可決した。議決した内容は、

世帯と人口 (2月末)	戸数 16,336	人口 50,388
世帯	16,336	50,388
男	41,338	19,050
女	41,338	19,050
出生	16人	死亡 6人

2月の交通事故
0件 負傷0人 死者0人

発行
橋東村役場
印刷
群馬印刷所

広報しんとう

昭和40年3月15日 第28号

四月十五日に投票 村長、村議選の日程きままる

村選管委

村選管理委員会は、二月十五日、役場で委員会を開き、任期満了にともなう、村長、村議選の投票日を、四月十五日に決定しました。また、村長、立候補関係の主な変更と併せて、立候補の届出を郵便で行うこと、投票日を午後七時から午後九時とするなど、村長の立候補者は、供託金一万円、法務局に供託するものとされたことなど、告示は八日

告示は八日

現村長と村議員は、四月十九日まで四年の任期が満了となり、四月十五日(水)午後七時から午後九時、投票開始、四月十五日(木)午前七時から午後六時、開票、四月十五日午後七時から開始、選挙会、四月十五日

村長、村議選日程

告示(立候補届の受付開始) 四月八日(水)午後五時
立候補届届出切り 四月十一日(日)午後五時
投票 四月十五日(木)午前七時～午後六時
開票 四月十五日(木)午後七時開始
選挙会 四月十五日

補充名簿の登録 申請は三十一日まで

今年度の選挙に使用される補充選挙人名簿は、今月二十七日現在で完成されています。投票権のある人は、二十七日までに二十才になる人といふことになり、昭和二十年三月二十八日以前に生まれた人、補充名簿に登録しない投票で年内に住所がある人といふことになり、そのうち去年の十二月二十日以前に二十才になった人で、六月十五日以前から村内に住居する人は、すでに登録されている基本選挙人名簿に、なお、今年度の選挙では、た

21日 春分の日
25日 電気記念日
4月 新年
11日 メール法公布記念日
15日 投票日
(午前七時～午後六時)
立候補届届出切り

選挙公明 でからず集

なんの選挙によらず、選挙があるたびに、違反のうわさを目にするもので、選挙に違反するもの、といつた風潮が、一部にはあります。しかし、本村では、過去の選挙にも、大きな違反が出ていないことはうれしいことです。しかし、公職選挙法には、選挙を公平に行うために、細かい規制がいふふあり、知らないで犯す違反も多いようです。そこで、ここでは、選挙違反の主な事例と、罰則についてとり上げてみます。

▽戸別訪問 特定の候補者に投票を頼む、又は投票しないことを頼むために戸別にいかんを問わす、選挙運動のために飲食物を提供して

きない。ただし、湯茶や、ふだん使われる程度は菓子(下の罰金)は出ません。又選挙運動の従事者などは、一定の基準(二年以内で食費を出せる(二年以下の罰金)又は五百円以下)買収や利害誘導 特定の候補者を当選させ、又は当選させないために、金品をさつたり、もてなしたり(二年以下の罰金)又は五万円以下の罰金)選挙の自由妨害 候補者を妨害したり、ボスやを破つたりすること(四年以下の罰金)

路して金銭を開き、今年度の選挙の日程と、選挙法等について説明を聞いたあと、「明るい選挙」の推進について話し合い、一番身近な選挙である今年度の村長、村議選を機会に候補者に、陣中見舞いと酒を添くると、一切止めようとして申し合いました。村民の皆さんも、この申し合わせの趣旨をご理解いただき、ぜひともご協力をお願いいたします。



不在投票は役場で 四月八日から受付け

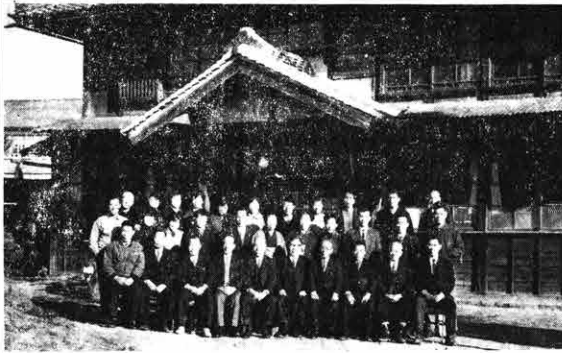
投票所は従来どおり、長岡一區公民館、山子由公民館、新井は中業、広馬場は相馬幼稚園、自衛隊営内居住者(に限る)は、住宅内に投票所を設けられ、投票時間は午前七時から、午後六時までです。不在投票をするときは、当日の投票所も土曜のままで投票できるようなつています。おぼろげな理由(私用の旅行など)のときは、ミットを二封筒になり、係にご相談下さい。今度の選挙は、投票日が平日になるため、勤務しすぎた方、投票しきれない方も、ぜひとも、おぼろげな理由(私用の旅行など)のときは、ミットを二封筒になり、係にご相談下さい。今度の選挙は、投票日が平日になるため、勤務しすぎた方、投票しきれない方も、ぜひとも、おぼろげな理由(私用の旅行など)のときは、ミットを二封筒になり、係ご相談下さい。

納税優良で表彰される
村が県町村会から
生しいたけ
岩田さんが一等

本村は、三十八年度の納税成績優良町村として、二月十四日、県町村会から表彰されました。皆さんの納税に対する、理解と協力のたまものとして、お礼を申し上げます。

二月はゼロ
村内の交通事故
計二十四点が入選しました。金魚は連日見物人で、きわ月の月」ができたわけ。今後は、最終日の競売では、出品された金魚が、早々と売却され、おながいに一挙交通安全行に努力したいものです。





村の自治 ②

最初の区長

最初の区長の選任は、明治二十二年十一月八日に行われた。第一区長 田中 市松 明治二十五年五月満期退職
第二区長 岩田 由五郎 同 同
第三区長 高野 迦茂七 明治二十五年九月十日辞職
第四区長 柳岡 勇吉 明治二十五年九月十日辞職
第五区長 狩野 由五郎 明治二十八年五月六日満期退職
第六区長 高橋 四郎 同 同
第七区長 高橋 清作 同 同
第八区長 小山定太郎 同 同
第九区長 牧口 利平太 明治二十九年五月辞職
第十区長 堀部 次郎 同 同
第十一区長 小池 俊次郎 同 同
このように、最初の区長は五年半以上の任期があつたことになる。また、九十一の各区長は、明治二十一年五月に、全部ついで満期退職している。

役場の庁舎

最初の庁舎は、現在の小池の東端の位置に、明治二十二年に建てられた。はじめは平向に建てられたが、やがて形に近い二階建ての中央に、取こわし直前の旧橋井役場庁舎が移された。

八割が飲用不適

椽東中村内の井戸水で研究

椽東中村の井戸水について研究して、その結果が明らかになりました。この結果は、全地区の井戸水に求められ、全地区の井戸水を調べた結果です。

1. 井戸水は、全地区で、八割が飲用不適である。これは、井戸水の汚染が、全地区にわたっているからである。これは、井戸水の汚染が、全地区にわたっているからである。

2. 井戸水の汚染は、全地区にわたっているからである。これは、井戸水の汚染が、全地区にわたっているからである。

3. 井戸水の汚染は、全地区にわたっているからである。これは、井戸水の汚染が、全地区にわたっているからである。

4. 井戸水の汚染は、全地区にわたっているからである。これは、井戸水の汚染が、全地区にわたっているからである。

5. 井戸水の汚染は、全地区にわたっているからである。これは、井戸水の汚染が、全地区にわたっているからである。

6. 井戸水の汚染は、全地区にわたっているからである。これは、井戸水の汚染が、全地区にわたっているからである。

7. 井戸水の汚染は、全地区にわたっているからである。これは、井戸水の汚染が、全地区にわたっているからである。

無保険自動車をなくしましょう

昨日の交通事故数は、全国で約五十五万件に達した。死者は三十九人、負傷者は三十九人、交通事件は三十九件、今や大きな社会問題となつてきた。

自動車は、人間の生活を豊かにするものだが、その危険な性質を知らずに運転する人が、交通事故の原因となつてしまつてしまつた。

法律の規定では、無保険の自動車を運転する人は、罰金や懲役を受けることになる。これは、無保険の自動車を運転する人が、交通事故の原因となつてしまつてしまつた。



小林沢住宅が完成

環境改善事業として、村が建設していた小林沢住宅十三戸が完成し、入居を終つた。この事業は、前年度から約百万円の融資を受けた。

小林沢住宅は、環境改善事業として、村が建設していた。これは、小林沢住宅は、環境改善事業として、村が建設していた。

条件の前の一歩

まゆかきは、むかし女の人が一昨日、一生懸命に七、八日働いた。十貫もかいた人は強い人。男で一日五貫かかつた。七、八日働いた。男で一日五貫かかつた。七、八日働いた。

正しい交通の知識 ③

車間距離の保持

車間距離が近いと、追いつかれたら、急ブレーキを踏むことになる。これは、車間距離が近いと、追いつかれたら、急ブレーキを踏むことになる。

追い越し

追い越しをするときは、前の車の左側を通過する必要がある。これは、追い越しをするときは、前の車の左側を通過する必要がある。

